


所管部課	子育て支援部 青少年課	部長	吉沢 寿子			
件名	東大和市立学童保育所条例の一部を改正する条例について					
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項	
関係事項	条例	東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例				
	規則	東大和市立学童保育所条例施行規則				
	部課 機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>学童保育所第一クラブの第二育成室を整備することに伴う基準定員の増員に併せて、東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第19号）に基づく基準定員の規定とするため、条例の一部改正を行う。</p> <p>2. 主な改正点</p> <p>第2条の学童保育所の基準定員について、別表に定める規定から、「基準定員は、東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第19号）に基づき、規則で定める。」に改める。 その他文言整理を行う。</p> <p>3. 施行日</p> <p>平成31年4月1日</p> <p>4. 影響及び効果</p> <p>学童保育所の基準定員と東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例との関連性が明確になる。</p>						
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課において審査済み。</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特に無し。</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、平成31年第1回東大和市議会定例会に議案として提出したい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。